

平成28年度

京都市地域コミュニティ活性化推進事業計画

【概要】

「京都市地域コミュニティ活性化推進条例」に基づいて策定した「京都市地域コミュニティ活性化推進計画」（平成27年度改定）において、年度ごとに、具体的な推進施策について事業計画を策定し、取組を進めることとしています。

この事業計画は、平成28年度に京都市が取り組む、地域コミュニティの活性化の推進に関する事業を取りまとめたものです。

京都市

1 推進計画に掲げる具体的な方針

「京都市地域コミュニティ活性化推進計画」では、上位計画である「はばたけ未来へ！京プランに掲げた5つの「みんなでめざす10年後の姿」を実現することを目標としており、その5つの目標ごとに具体的な方針を定め、その方針に基づいて施策を推進することとしています。

方針1 「だれもが気軽に参加できる居場所があり、安心して暮らすことができています」

姿の実現を目指して

- ① 暮らしていくうえで気軽に集え、井戸端会議ができるような居場所があると、ふれあい、話し合う機会が増え、地域の中の「他人」が「他人」ではなくなり、暮らしの質も豊かになります。そんな**気軽に交流できる居場所があるまちづくりを進めます。**
- ② 地域に暮らす人々の絆が深まり、お互いが少しずつ気を配り合えば、例えば、一人暮らしのお年寄りなど配慮が必要な方の見守りや、子どもたちの遊びや通学も安心が増します。**地域で見守り、支え合えるまちづくりを進めます。**
- ③ 万が一災害が起こったとき、行政にできることには限界があります。やはり頼りになるのは地域の事業者も含めたご近所の助け合い。日頃からのあいさつの励行や地域行事の開催を通じて住民相互のつながりを強め、**地域の防災力を高めるまちづくりを進めます。**

方針2 「地域の課題に主体的に取り組める多様なコミュニティができています」 姿の実現

を目指して

- ① 自治会・町内会などへの加入を促進し、地域の活動に多くの住民が参加すれば、地域の自治力・自立力が高まり、より暮らしやすいまちにしていけることができます。集合住宅にお住まいの方や若者・お年寄りで単身者の方なども含め、**地域の活動に、より多くの住民が積極的に参加できる、みんなが主役のまちづくりを進めます。**
- ② 子育てや福祉など、様々な目的で思いを同じくする仲間が集まり、活動を始めれば、暮らしの中の課題を、自分たちの力で解決することにもつながります。そんな暮らしの質を向上させる、**様々な活動が始まるまちづくりを進めます。**
- ③ 地域の未来の担い手を育てるためには、子どものときから地域になじみ、学ぶことが大切です。幼稚園、保育所、小・中学校などと連携し、**地域 みんなで子どもを共に育むまちづくりを進めます。**

方針3 「自分たちの地域の課題を把握し、解決に取り組んでいる」 姿の実現を目指して

- ① 地域の良いところ、足りないところをみんなが知ることが、愛着を持てるまちづくりへの第一歩。みんなが自分たちの地域に気付き、良いところを伸ばし、足りないところを補うために行動を始める、**自ら気付き、行動するまちづくりを進めます。**
- ② 地域 みんなでより良いまちづくりをしていくためには、他の地域の活動事例を知り、お手本にすることも効果的。そういった情報をわかりやすく提供していくなど、より良い**地域の実現に向けて知恵が共有されるまちづくりを進めます。**

方針4 「地域コミュニティと行政とのパートナーシップが深化している」姿の実現を目指して

- ① まちづくりは、自治会・町内会などによる、日頃からの地域での自主的な活動を基盤に、学区自治連合会等の地域自治を担う住民組織と行政が共に連携して取り組むことが大切です。そのために、自治会・町内会などの実情の把握や、京都市の施策等のわかりやすい提供に努め、**お互いの顔が見えるまちづくりを進めます。**
- ② 自治会・町内会などの活動上の悩みごとは、相談先が見つかりにくいもの。地域コミュニティの活性化に係る様々な相談に対し、共に考え、必要な情報提供や助言できるような体制により、**地域と行政が共に歩むまちづくりを進めます。**

方針5 「様々な分野の市民活動団体が地域コミュニティと連携して活動している」姿の実現を目指して

- ① 地域を良くするために、それぞれの目的に応じて活動する団体が、地域の中に複数あります。快適で暮らしやすい地域をつくる共通の目的のもとに、**地域の様々な団体や事業者などが連携しやすい環境を整備し、協働してまちづくりを進めます。**
- ② 地域の中の課題について、考えたり、活動したりしている団体や個人は、地域の中だけにあるものではありません。地域をより暮らしやすくするための活動に、市民活動団体や大学等の研究・教育機関などが手を携え、共に取り組むことができる、**つながりが広がるまちづくりを進めます。**

2 事業一覧

各局、区役所・支所が実施する地域コミュニティに関する事業の一覧です。

各事業が、「1 推進計画に掲げる具体的な方針」のどの方針に関連するかについては、方針欄に1～5の数字を、推進計画に記載の取組番号は方針欄にカッコ書きで示しています。

方針	取組名	概要	局・区	新規・充実	充実した内容
1	(1) 世界一安心安全・おもてなしのまち京都 市民ぐるみ推進運動の推進	市民生活の一層の安心安全の実現とともに、2020年の東京オリンピック等の開催を見据えた観光旅行者等の安心安全の向上による「世界一安心安全 笑顔でやさしさあふれるおもてなしのまち京都」を目指し、市民、京都市、京都府警察等の連携により、地域の特性、課題等に応じた行政区単位の犯罪防止等の一層の取組を全区において実施し、京都ならではの地域力・人間力をいかした市民ぐるみの運動を推進する。	文化市民局	充実	平成28年度から、先行実施区の右京区と伏見区に加え、全区で取組を開始。
1	(2) 民間集合住宅における空きスペース等の集会所転用を支援	集会所を持たない民間の集合住宅において、空きスペース等を集会所に転用する場合に、工事費用の一部を助成することにより、集合住宅内のコミュニティづくりを支援する。	文化市民局	新規	
1	(3) 集会所への太陽光発電システム等の設置の促進	地域の集会所への太陽光発電システムや蓄電システム等の設置費用の一部を助成することで、自治会・町内会の活動のための財源確保を支援する。	環境政策局、文化市民局	新規	
1	(4) ちびっこひろばの有効活用	市内に約200箇所ある「ちびっこひろば」について、現在進めている実態調査の結果を基に、多世代が交流できるコミュニティひろばとしての再整備など、地域の状況に応じた有効活用について検討する。	文化市民局	新規	
1	(5) 歴史都市京都における密集市街地・細街路の防災まちづくり	災害時に避難や救助に支障を来たす恐れのある密集市街地や細街路において、地域をはじめ、専門家や民間事業者と行政との協働の下、総合的な空き家対策とも連携を図りながら、防災上の課題を共有するまちあるきや課題解決のための意見交換など防災まちづくり活動を促進するとともに、耐震・防火改修や避難経路の確保、防災ひろばの整備などの具体的改善を推進し、京都の風情を生かしつつ、災害に強く、住みよいまちを実現する。	都市計画局	充実	平成27年度から取り組んでいる優先地区以外の密集市街地や路地・町単位における防災まちづくり活動支援や各種補助事業を充実する。

1	(6)	市営住宅の住戸等を活用した地域コミュニティを活性化するための場づくり	市営住宅の土地・建物を地域のまちづくり資産として位置付け、周辺地域とのコミュニティ形成に向けて、その活動の場となる福祉施設等の併設・転用や住戸・店舗の転用による機能の導入も視野に入れて、大学や地域等と連携し、更なる市営住宅の機能の充実を図る。	都市計画局		
1	(7)	雨に強いまちづくりの推進	近年多発する集中豪雨等による浸水被害を軽減するため、河川改修や雨水幹線の整備といった行政の対策に加え、家庭での雨水貯留・浸透施設の普及促進や地域での防災訓練といった取組を通じ、市民の皆様とともに「雨に強いまちづくり」を推進する。	行財政局, 建設局, 上下水道局		
1	(8)	学区の安心安全ネットワーク継続応援事業	防犯や防災、子どもの安全、地域福祉など、幅広い地域の安心・安全に関する様々な問題に対して地域で取り組む「学区の安心安全ネットワーク」を定着・発展させるために、補助金の交付、防犯用具の貸出し、NPOなどによる防犯・交通安全出前講座、学生防犯ボランティアとの合同啓発等の支援を行う。	文化市民局		
1	(9)	市民活動センターなどの利用促進	身近な活動拠点として、誰もが気軽に利用できる市民活動総合センター、いきいき市民活動センター、福祉ボランティアセンター、青少年活動センターなどの利用促進に努める。	文化市民局, 保健福祉局		
1	(10)	京都市スポーツの絆が生きるまち推進プランの推進	京都市スポーツの絆が生きるまち推進プランを推進し、スポーツを通じて地域の絆を深めるため、スポーツ団体間や競技間、世代間のつながりを形成するための取組を実施する。	文化市民局		
1	(11)	高齢者の身近な居場所づくりの推進	空き家や商店街の空き店舗等、地域の身近なスペースを活用した高齢者の居場所づくり（「まちの縁側」など）に対し、開設時の施設のバリアフリー化等の整備や運営等に係る経費の一部を助成する。	保健福祉局		
1	(12)	地域における見守り活動促進事業	災害時の避難行動要支援者の避難支援体制を確立するとともに、地域の見守り活動など、平常時からの地域の自主的な取組を支援するため、ご本人の同意を得たうえで、見守り活動対象者名簿を関係団体に提供する。	保健福祉局		

1	(13)	一人暮らしお年寄り見守りサポーター事業	高齢者福祉に関心のある方に、高齢者への見守りを中心としたボランティア活動を担う「一人暮らしお年寄り見守りサポーター」として登録していただき、地域包括支援センター（愛称「高齢サポート」）と連携しながら、ひとり暮らし高齢者等が安心して健やかに暮らせる環境を整える。	保健福祉局		
1	(14)	既存の市有施設を活用した活動の場づくり	小学校の余裕教室や市営住宅の住戸など、市が所有する施設を有効に活用し、地域における活動の場として利用できるよう検討する。	各局、 区役所・支所		
1	(15)	防災行動マニュアルの策定・実践を通じた自主防災組織の更なる防災力向上	自主防災会の防災計画である防災行動マニュアル（地震、水災害、土砂災害）の策定を推進するとともに、マニュアルに基づく訓練等の実践を図る。	消防局		
1	(16)	焼死者ゼロを目指した取組と市民・地域が主体となった放火されないまちづくりの推進	京都に住み、学び、働き、訪れる全ての人の生命を守り、「火災による死者を出さない安心・安全のまち・京都」を実現するため、関係機関との連携を強化し、ハード・ソフト両面からの多様な焼死者防止対策を推進する。また、放火火災の防止に向け、改正した京都市火災予防条例を実効性のあるものとするため、市民、地域、事業所及び関係機関が一体となった取組の推進を図る。さらには、過去の放火火災の発生状況の分析結果に基づき、効果的な市民啓発等を実施するとともに、地域力を活かした放火防止対策の充実を図る。	消防局		
1	(17)	こども・地域 あんしん・あんぜんパトロール	地域や子どもたちの安心・安全に貢献することを目的として、水道メーターの検針時及び井水認定時に職員が「こども・地域 あんしん・あんぜんパトロール中」の腕章を身に付けて業務を実施する。	上下水道局		
1	(18)	学校・地域が協働して進める新たな学びの場の創出「学校ふれあい手づくり事業」の推進	学校と保護者・地域住民が協力しながら、小・中・総合支援学校・幼稚園内に、開かれた学校づくりを促進する環境を手づくりで製作・整備する取組を支援し、その企画や製作作業、利用などを通して学校・家庭・地域の連携を深めるとともに、身近な学びの場を創出・充実させ、学校を拠点とした地域コミュニティの発展を図る。	教育委員会		

1	—	京都市総合防災訓練	年に1回京都市内に大規模な地震が発生したことを想定し、市民や防災関係機関が参加した総合的な防災訓練（避難、消火、救出・救護、ライフライン復旧訓練等）を実施する。	行財政局		
1	—	観光客等帰宅困難者対策	地震等の災害が発生し、交通機関の運行が途絶した場合に、観光客等の適切な避難行動及び安全確保を支援するための災害情報を提供する。	行財政局, 産業観光局, 都市計画局, 消防局		
1	—	京都市避難所運営マニュアルの作成	避難所運営マニュアルに基づく避難所運営訓練の実施と、訓練結果を受けた運営マニュアルの適宜見直しに取り組むことで、発災時には、地域住民が相互に協力する中で「地域力」を発揮され、住民全体の避難所運営が行えるようにする。	行財政局		
1	—	留学生が活躍するまちづくりの推進	1人でも多くの留学生に学んでいただくため、海外での誘致活動から、留学中における各種交流事業での市民との交流の促進、快適に暮らすための支援等総合的な留学生施策を実施する。	総合企画局	充実	・来日直後の留学生を支援する「ウェルカムパッケージ」の実施 ・留学生誘致のための情報発信の強化
1	—	青少年活動センターにおけるスポーツ・レクリエーション活動の推進	青少年ボランティアが地域の小学生を対象に、自主的に企画・運営するスポーツプログラム「しもせいチャレンジキッズ」など、スポーツやレクリエーションを楽しみながら、人とのふれあいや学びの機会を得るための事業を実施している。	文化市民局		
1	—	青少年活動センターにおける世代間・異年齢間の交流の推進	青少年ボランティアが喫茶の運営を通じて、大学生年代や、近隣の中高生等と交流を図る「ロビー喫茶」や、地域の多世代、多様な文化をもつ人が集い、互いの文化や情報を交換できる機会を提供する「つながりカフェ」など、世代間・異年齢間の交流の推進を図るため、地域の大人や青少年が交流できる機会を提供している。	文化市民局		
1	—	若手芸術家等の居住・制作・発表の場づくり	将来の飛躍する可能性を秘めた若手芸術家等が、京都のまちで学び、京都のまちで大きく育つことができるよう、既存の町家や倉庫、公的住宅、小学校跡地施設や公共空間等を利用した居住・制作・発表の場づくりを進める。そして、そのエネルギーをまちの活力につなげる。	文化市民局		

1	—	地域スポーツの振興に係る取組	各区体育振興会連合会への支援を行い、各地域における市民スポーツの普及・振興並びにそれを通じた市民の健康の維持増進及び地域コミュニティの活性化に寄与する。	文化市民局		
1	—	夜間校庭開放事業運営委員会に対する支援	体育振興会を中心に組織された各学校夜間校庭開放事業運営委員会に事業の運営を委託し、地域で身近にスポーツを楽しめる環境を整備することで、スポーツを通じた地域コミュニティの活性化に寄与する。	文化市民局		
1	—	スポーツ推進委員制度	スポーツ基本法に基づいて委嘱している、本市の非常勤職員。京都市・体育振興会等が主催する各種スポーツ事業における大会運営や地域におけるスポーツの実技指導・普及活動に従事していただいております、これらを通じて地域コミュニティの活性化に寄与する。	文化市民局		
1	—	交通事故防止・交通安全啓発運動	各区交通対策協議会等への補助金の交付、物品の支給等を通じ、地域における自主的な交通事故防止・交通安全啓発運動を支援する。	文化市民局、 区役所・支所		
1	—	防犯カメラ設置促進補助事業	防犯カメラの設置を促進し、街頭での犯罪（不法投棄を除く）の発生を抑止するため、平成24年度から自治連合会、町内会などの地域団体、平成27年度から事業者等を対象に、防犯カメラの設置に対する補助を実施。	文化市民局		
1	—	くらしのみはりたい	消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、平成19年度から、身近な地域において、日常生活の中での「目配り」や「気配り」による高齢者等の見守りや、消費生活総合センターへの相談を奨励する市民ボランティアを募集する。	文化市民局		
1	—	世代間交流事業 (いきいきお年寄りのネットワークづくり)	高齢者が培った知識や経験を活かし、地域の中で児童など多様な世代と交流を深めることで、高齢者の生きがいづくりや地域コミュニティの活性化を図る。老人福祉センター及び老人いこいの家で実施。(例：児童への将棋等の指導)	保健福祉局		
1	—	老人クラブ補助等事業	老人クラブ及び市・区老人クラブ連合会に対して、その活動費の一部を助成することにより、同クラブ及び同連合会が実施する生きがいと健康づくりのための各種活動等を支援する。	保健福祉局		

1	—	老人クラブハウス 助成事業	サークル活動、集会等を行う老人クラブハウスに対して、補助金を支出する（年間 40,000～80,000 円／クラブ）。	保健福祉局		
1	—	高齢者仲間づくり 支援事業	高齢者の各種サークル等の活動情報について収集し、提供することにより、高齢者の仲間づくりや社会参加の促進を支援する。	保健福祉局		
1	—	知恵シルバーセン ター事業	様々な知恵や経験、技能等を有する高齢者活動団体の情報を登録し、インターネットを通じて広く発信するとともに、それら的高齢者活動団体が活動を行う場の紹介、斡旋を行う。	保健福祉局		
1	—	認知症あんしん京 (みやこ)づくり 推進事業	認知症の人や家族を地域ぐるみで支援するとともに尊厳ある暮らしをまもる「認知症あんしんサポーター」及び「認知症あんしんサポーター」養成講座の講師となる「認知症あんしんサポーターリーダー」を養成する。	保健福祉局		
1	—	高齢・障害外国籍 市民福祉サービス 利用サポート助成 事業	高齢又は障害のある外国籍市民に対して訪問相談等を行い、サービスの利用支援等を行う団体に対して助成し、これらの外国籍市民の日常生活における不安や悩みの解消を図る。	保健福祉局		
1	—	～地域で気づき・ つなぎ・支える～ 認知症総合支援事 業	地域の医療機関と連携し、専門的な認知症医療の関わりが必要なモデル事業の実施により、「認知症対策」をキーワードに地域での医療と介護の連携の一層の推進を図る。 また、認知症の状態に応じた適切な医療と介護サービス提供の流れをわかりやすく示した「京都市版認知症ケアパス」（仮称）を作成し、地域ぐるみで認知症の人やその家族を支える取組を推進する。さらに、若年性認知症対策についても、障害保健福祉施策と連携し、支援体制の構築について具体的な取組を検討する。	保健福祉局		
1	—	京都市公園愛護協 力会の支援	公園の地元で結成された、公園の除草や清掃活動を行うボランティア組織に対する報償金の交付や清掃用具の支給を行う。	建設局		
1	—	区民ふれあいまつ り	区民と区役所の協働・共汗の取組として、地域の各種団体等が中心となり、区民が気軽に参加し、ふれあえる場として、ふれあいまつりを開催する。	区役所・支所		

1	—	共汗による地域におけるまちづくりや防災機能の強化	区役所・支所におけるまちづくり支援機能を強化するとともに専任の防災担当職員を配置し、消防署との連携の下、自治会・町内会、NPO・ボランティアの方々、消防団・自主防災組織との共汗により、地域におけるまちづくりや防災機能の強化を推進する。	区役所・支所、消防局		
1	—	各区総合防災訓練	区役所及び区内防災関係機関が、自主防災組織や地域住民と一体となって各種訓練を実施し、災害時における防災関係機関及び住民相互の協力体制を確立するとともに、住民の防災意識の高揚を図る。	区役所・支所		
1	—	自主防災組織活動助成金	自主防災組織活動経費の一部に対し、年間50,000円を上限に助成金を交付する。	消防局		
1	—	ふれあいまつりへのブース出展	各区で開催される区民ふれあいまつりへのブースの出展を行い、各局の事業をPRするとともに、区民が気軽に各局事業の理解を深める場を提供する。	上下水道局、他各局		
1	—	「京（みやこ）の見守り 水のおたより」	高齢者世帯の水道使用状況の変化を離れて暮らすご親族に把握していただき、生活状況等の確認をしていただくことを目的として、ご希望により、2箇月ごとの「お知らせ票」の内容を「京（みやこ）の見守り 水のおたより」として送付する。	上下水道局		
1	—	災害用備蓄飲料水「京の水道 疏水物語」の普及啓発	災害用備蓄飲料水「京の水道 疏水物語」は、災害時に備えた家庭や地域での飲料水の備蓄、災害用備蓄飲料水の啓発及び安価で環境にやさしく、安全・安心でおいしい世界最高水準の京都市の水道水のPRを目的に製造し、普及啓発を行う。	上下水道局		
1	—	下水道事業PRポスター	下水道の重要性を啓発するとともに防災意識の向上を図る。	上下水道局		
1	—	上下水道モニター	市民から上下水道事業に関する意見や提案をおうかがいし、今後の事業運営やサービス向上に活かしている。また、普段は目にするのでできない水道・下水道施設を見学いただき、上下水道事業の役割について理解を深めていただくとともに、これに付随して水道水の備蓄など防災に対する意識を高めていただく。	上下水道局		

1	—	パンフレット「京の上下水道」	水道、下水道の仕組み、役割などを分かりやすく紹介するとともに、災害時の対策として、水道水の家庭での備蓄方法を紹介し、水道水備蓄の普及啓発を行うなど家庭や地域における防災への意識高揚を図る。	上下水道局		
1	—	区役所・支所への応急給水用仮設給水栓の配備	大規模災害時に各地域における、より迅速かつ的確な応急給水作業を実現するため、各区役所・支所に応急給水用仮設給水栓の配備を行う。	上下水道局		
1	—	上下水道局公式ツイッター「すみとくんのつぶやき」	市民の皆様へ親しみやすい情報発信ツールとしてツイッターを利用し、上下水道事業や各種イベント等の情報を発信している。その中で、災害時の対策として、水道水の家庭での備蓄を推奨し、水道水備蓄の必要性について普及啓発を行う。	上下水道局		
1	—	小学生向け上下水道広報用資料（DVD、ビデオ）の貸出	子ども向けに水道・下水道施設の仕組み、役割などを分かりやすく紹介することを通じて、家族や地域における防災意識の高揚を図る。	上下水道局		
1	—	子ども向けホームページ「ようこそ！京都市上下水道局キッズページへ」	子ども向けに水道・下水道施設の仕組み、役割などを分かりやすく紹介することを通じて、家族や地域における防災意識の高揚を図る。	上下水道局		
1	—	パンフレット「澄都くんとひかりちゃんの京の水道・下水道大発見！」	子ども向けに水道・下水道施設の仕組み、役割などを分かりやすく紹介することを通じて、家族や地域における防災意識の高揚を図る。	上下水道局		
1	—	総合支援学校における地域協働活動	総合支援学校において、生徒と地域の方々とが交流することにより、地域に根差した実習活動を積極的に実施している。周辺施設の清掃・喫茶室での接客実習・高齢者体操教室の運営（包括支援センター等との共催）等に取り組む。	教育委員会		
1	—	京都市立学校体育施設開放事業	『児童の安全な遊び場の確保』と『校区民のスポーツ活動の推進』を目的に各校で『体育施設開放事業運営委員会』を設置し、自主的に行う。	教育委員会		

1	—	学校コミュニティプラザ事業	中学校区を一つの生涯学習ゾーンとして、そのゾーン内の小・中学校に校舎の全面改築時などの機会を利用して多様な生涯学習のための施設を整備し、ゾーン内の住民に身近な生涯学習の場として開放する。現在、市内13ゾーン、小学校45校、中学校18校、計63校で実施。	教育委員会		
1	—	学校ふれあいサロン事業	学校の余裕教室等を生涯学習に利用できる施設「ふれあいサロン」に改修・整備し、学区内の子どもからお年寄りまであらゆる世代の市民が集い、学びあえる身近な生涯学習の場として広く開放する。現在120校で実施。(H26.10.31時点)	教育委員会		
1	—	集会所の新築、修繕等の支援	自治会・町内会等が行う集会所の新築、修繕等に要する経費の一部を補助する。	文化市民局、区役所・支所		
1	—	「歩くまち・京都」総合交通戦略の推進	クルマを重視したまちとくらしから「歩くこと」を中心とするまちとくらしへの転換を促進するとともに、安心・安全で快適な歩行空間を確保することで、まちを行き交う人たちの活気があふれる、人と公共交通優先の「歩くまち・京都」を推進する。	都市計画局		
1	—	身近な集いの場としての公園の更なる活用促進	地域コミュニティの身近な集いの場である公園の整備、再整備に当たっては、住民参加の下、より地域ニーズにあった公園づくりを行うなど、更なる活用促進を図る。	建設局		
1	—	京都学生消防サポーター制度	市内の大学・短大生等を対象に防火・防災研修を行うとともに、一定の知識・技能を有すると認められた者に「京都学生消防サポーターライセンス」を付与することにより、学生のまち・京都ならではの特性をいかして地域防災力の向上を図る。	消防局	充実	学生の防災力の更なる向上を図るため、研修の受講者数を拡大するとともに、研修を受講するだけではなく、研修後に効果測定を実施し、一定の知識・技能を有すると認められた者にライセンスを付与する制度に改めた。

1	—	「まちの匠」の知恵を生かし、地域と連携しながら市民、事業者と共に取り組む民間建築物の耐震化の推進	地域において、市民と「まちの匠」と呼ばれる大工や左官、建築士等とが顔の見える関係性を構築し、「まちの匠」が市民の主体的な耐震化の取組に向けた良き相談役となるために、「まちの匠」との協働による耐震ネットワークが主体となって、地域での防災訓練等のイベント等における啓発活動を実施する。	都市計画局		
2	(1)	若者の地域活動への参加促進	地域行事への子どもの参加（演奏、演技など）が定着していますが、さらに一歩進め、企画段階から参画してもらうなど、区役所・支所や青少年活動センターなどを拠点に、学校とも連携を強め、中学・高校生等の若者の地域活動へのより主体的なかかわりを促すことにより、地域への理解を深め、将来の担い手の育成につなげる。また、選挙権年齢の20歳から18歳への引下げを踏まえて、引っ越してきた大学生（新入生）等に対して、入学時の早い段階から、住民票の異動とともに、自治会・町内会への加入や地域活動への参加を呼び掛ける。さらに、若者が地域活動に参加しやすくなるよう、地域活動に関する情報が伝わる仕組みづくりを検討する。	総合企画局、文化市民局、選挙管理委員会		
2	(2)	地域自治組織の活性化に向けた新たな仕組みづくりの検討	課題を抱える学区や更に地域力の向上を目指す学区などにおいて、各団体の活動内容等を調査し、団体間の連携強化による地域課題への対応、より多くの地域住民の参画（自治会加入率向上等）に向けた組織運営や活動に取り組む。取組の結果を踏まえ、今後の地域自治組織の在り方の検討につなげるとともに、「地域力アップ」に向けた、本市の施策や取組を検討する。	文化市民局	新規	
2	(3)	地域コミュニティ活性化に向けた地域活動支援制度の充実	自治会・町内会への加入効果が高いマンションの交流イベントや地域の魅力発見など、現状を踏まえた地域力向上のための複数年に渡る計画的な取組を対象として、助成の上限回数を変更するなど、支援内容の充実を検討する。	文化市民局	充実	助成上限回数の変更など、制度充実を検討する。

2	(4)	地域活動や市民活動団体への幅広い世代や主体の参加・連携による担い手の創出・育成	地縁団体や市民活動団体の新たな担い手を創出・育成し、次世代への円滑な引継ぎを支援するため、「真のワーク・ライフ・バランス」を推進し、子育て世代や民間企業等の従業員への各種講座の開催により、地域活動への参加を促進するとともに、市職員が率先垂範して地域活動に取り組むよう、意識の向上を図り、地縁団体や市民活動団体の連携をより一層推進する。	行財政局, 文化市民局, 教育委員会		
2	(5)	京都市ソーシャル・イノベーション・クラスター創造事業の推進	農家を志す若者の就農支援や、すべてのひとが親しめる伝統産業製品の開発・販売など、ビジネスの手法で様々な社会的課題の解決を図ろうとする企業に対し、認定制度の運用による社会的信用の付与や京都市ソーシャルイノベーション研究所を核とした産学官金の連携による各種サポート策の充実を図る。	産業観光局		
2	(6)	地域へ転入される方への情報提供の充実	新たに転入される方などが、地域活動に参加・協力するきっかけとなるよう、自治会・町内会への加入を呼び掛けるチラシとともに、自治会・町内会加入届を区役所・支所の窓口で配布するなど、自治会・町内会との連携による加入促進に向けた取組を強化する。	文化市民局		
2	(7)	「真のワーク・ライフ・バランス」推進企業表彰	地域活動、その他の社会貢献活動を行っている又は従業員がこられの活動に積極的に参画し、「真のワーク・ライフ・バランス」を実践するための環境整備を行っている企業を表彰する。	文化市民局		
2	(8)	「京都市はぐくみ憲章」の実践により、子どもたちを心豊かで健やかに育む社会づくり	「子どもを共に育む京都市民憲章（愛称：京都市はぐくみ憲章）」（*）を、いつでも、どこでも、だれもが「自分ごと」として実践するため、子どもたちを市民ぐるみ・地域ぐるみで育むまちづくりを推進する「京都市はぐくみ憲章推進本部（仮称）」を設置し、あらゆる分野の施策において、憲章の理念につながる取組の推進及び啓発等を強化する。	保健福祉局, 教育委員会		

2	(9)	高齢者が地域の支え手として活躍できる仕組みづくり	介護予防・日常生活支援総合事業を実施し、既存の介護事業所によるサービスとともに、住民等による多様なサービス（通いの場等）を総合的に提供する。また、地域の担い手を養成する研修を実施するとともに、担い手マッチングシステムを稼働させ、担い手として活動を希望される高齢者等と、活動を求めている団体とのマッチングを行う。	保健福祉局		
2	(10)	保護者・地域が学校運営に参画する学校運営協議会の設置校拡大や絆の大切さを実感する地域での体験活動の充実など開かれた学校づくりの更なる推進	学校支援活動や学校関係者評価を通して、保護者・地域が積極的に学校運営に参画し、学校運営について「協議」するだけでなく、共に「行動」する京都方式による「学校運営協議会」の設置校の拡大を図る。また、各小学校でのクラス名簿の作成を促進するとともに、地域と交流する体験活動の充実等により、子どもたちが地域への愛着や地域の一員としての役割、ひとつひとつの絆の大切さを実感する取組を推進する。	教育委員会		
2	(11)	商業者と事業者・地域住民・学生等との交流を通じて商業や地域の活性化を図る「まち・お店・ひと 縁結びプロジェクト」の推進	商店街と学生が交流し、商店街PR冊子を作成するなど、商業者と地域住民、事業者、学生等が交流する機会をつくり、つながりを深めることで、商業者の売上向上と地域活性化を図る。	産業観光局	新規	
2	(12)	地域活動等に貢献している事業者を地域のサポーターとして評価するための方策を推進	地域貢献を行う意向のある事業者を地域のサポーターとして登録し、自治会・町内会の地域活動とのニーズとマッチングを行う仕組みを検討する。	文化市民局	新規	
2	(13)	国籍や文化の違いを超えて互いに理解し尊重しあう多文化共生のまちづくりの推進	外国籍や多様な文化的背景を持つ市民がくらしやすいまちづくりを促進するため、多言語による行政情報の提供・相談事業をはじめとするコミュニケーション支援や、生活支援を充実させる。また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的な言動、いわゆるヘイトスピーチを許さず、市民がさまざまな国の文化に対する関心や理解を深めるとともに、外国籍市民等が地域社会で活躍できる機会を創出することにより、多文化共生を推進する。	総合企画局		

2	(14)	地域力アップ貢献事業者等表彰の実施	自治会・町内会等を中心とする多様な主体の連携による地域コミュニティ活性化への取組を一層推進することを目的に、自治会・町内会等の地域団体が主体となって取り組む地域活動に関して、これと連携・協力し、地域力の向上に貢献している事業者、NPO法人、大学等を表彰する。	文化市民局		
2	(15)	積極的に取り組む市民を発掘する「真のワーク・ライフ・バランス応援・発信プロジェクト」（「真のワーク・ライフ・バランス」実践エピソード募集及び表彰）	「真のワーク・ライフ・バランス」に関する市民の関心を高め、仕事と家庭生活の両立や地域活動等の様々な活動等の更なる推進を図ることを目的に、「真のワーク・ライフ・バランス」を実践している個人、団体のエピソードを募集し、表彰する。	文化市民局		
2	(16)	地域における福祉のまちづくりへの取組支援	生活の場により近い地域で住民が集い、交流を広げ、孤立を防ぐための居場所の情報を集約し、広く提供していくことで、活動立ち上げのきっかけや利用への動機づけに結びつけていく。	保健福祉局		
2	—	友・遊・美化パスポート事業	観光地や繁華街を散策しながら清掃活動を行う「友・遊・美化パスポート」事業を年間25回程度実施。参加者には、「美化パスポート」を配布し、スタンプ10個ごとに記念品等の贈呈を行っている。	環境政策局		
2	—	使用済てんぷら油回収助成事業	使用済てんぷら油回収を行う地域団体等への助成金を交付する。	環境政策局		
2	—	生ごみたい肥化等の活動支援事業	生ごみ・落ち葉等のたい肥化活動を実施する団体への助成金を交付する。	環境政策局		
2	—	生ごみコミュニティ堆肥化	装置を用い、周辺地域におけるコミュニティ単位での生ごみの堆肥化に取り組む。	環境政策局		
2	—	安心・安全な学生生活を送るためのハンドブックの作成	平成26年度に作成した「安心・安全な学生生活を送るためのハンドブック」の電子版をウェブサイトで公開するとともに、電子ブックへアクセスできるQRコードや各種相談窓口を掲載した啓発用のカードを学生を対象とした事業等で配布する。	総合企画局		
2	—	京・くらしのサポーター	消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、地域での啓発活動の核となる人材を養成し、本市と協働で地域に密着した消費生活に関する啓発活動を推進している。	文化市民局		

2	—	母親クラブへの支援	児童館において、地域の「母親クラブ」を対象に、活動場所の提供をはじめとする協力・支援を行っている。	保健福祉局		
2	—	子育てサロン等運営アドバイザー派遣事業補助	子育てサロン等へアドバイザーを派遣し、取組実績を市内で活動する子育てサロン等へ幅広く周知する事業に対して補助を行う。	保健福祉局		
2	—	～地域で支える～ すくすく子育て応援事業	子ども支援センター等との連携のもと、赤ちゃんが誕生した家庭に、地域の子育て応援者が訪問し、情報提供や子育て相談、地域の子育てサロン等への参加を促すなど、地域で子育てを応援する関係をつくる。	保健福祉局		
2	—	京都市ファミリーサポート事業	育児の援助を受けたい人と援助をしたい人とが会員となって地域で子育てを助け合う。	保健福祉局		
2	—	蹴上浄水場一般公開	普段入ることができない水道施設を公開し、つつじの花やイベントを楽しんでいただくとともに水道事業への理解を深めていただくことを目的に開催。	上下水道局	充実	歩くまち・京都デーとして、公開期間を1日延長
2	—	浄水場施設見学会	水道施設の見学会等を開催し、普段意識されにくい水道事業について、理解を深めていただく。また、市内の小学校等からの依頼に応じ、社会見学の場として、施設の見学会を実施している。	上下水道局		
2	—	鳥羽水環境保全センター一般公開	普段入ることができない下水道施設を公開し、藤の花やイベントを楽しんでいただくとともに下水道事業への理解を深めていただくことを目的に開催。	上下水道局	充実	歩くまち・京都デーとして、公開期間を1日延長
2	—	下水道施設見学の受入れ	普段意識されにくい下水道事業の理解を深めていただくとともに、市内の小学校等からの依頼に応じ、社会見学の場として、申込みがあった場合に施設の見学を実施する。	上下水道局		
2	—	放課後まなび教室	学校施設を活用し、地域や保護者、学生等の参画を得ながら、放課後の子どもたちに、学習の習慣づけを図る「自主的な学びの場」と「安心・安全な居場所」を提供する。	教育委員会		
2	—	市民共汗サポーターの活躍	本市の取組である「市民共汗サポーター」である各種ボランティア（学校支援ボランティア、学校安全ボランティア等）として、地域の方が学校教育活動等への支援を行う。	教育委員会		

2	—	学校評価	保護者、地域の方による評価、児童生徒による評価や教職員の評価等に基づく自己評価及び学校運営協議会や学校評議員の会による学校関係者評価を通じた分析を行い、課題の改善策に取り組む。	教育委員会		
2	—	土曜学習	家庭学習や自学自習の習慣づけ、基礎基本の定着及び体験活動の充実を図るため、学校運営協議会や保護者・地域・学生等のボランティアとの連携のもと、土曜・日曜・祝日等の学校休業日に学習活動・体験活動を行う。	教育委員会		
2	—	各学校での家庭、地域と連携した行事の開催	市立京都堀川音楽高校と城巽学区の地域住民が共催で音楽フェスティバルを開催するなど、各学校での家庭、地域と連携した行事を開催する。	教育委員会		
2	—	『まち道場』の推進	各武道連盟やスポーツ少年団をはじめとする地域の諸団体との協力の下、子どもたちが武道に親しみやすい環境を作り、心身の健全育成を図ると共に伝統文化を学ぶ機会を創出する。	教育委員会		
2	—	子どもを共に育む「親支援」プログラム～ほっこり子育て ひろば～の実施	親同士が話し合い等を通じて交流することで、親が子育てにおいて感じる不安や悩みなどを軽減し、親自身が子どもと共に成長することを目的としたプログラムを活用した講座を各地域で実施する。	教育委員会		
2	—	P T A 活動の推進	憲法月間街頭啓発パレードや人権尊重街頭啓発活動などで子どもを共に育む京都市民憲章の普及や人権尊重を訴える。また、京都市立の全校種のP T A 会員が一堂に集い、会員同士の交流や各校P T A の一層の充実を図り、親子の絆を深めることを目的に、平成10年度から京都市P T A フェスティバルを開催。	教育委員会		
2	—	人づくり21世紀委員会	教育・保育や青少年育成団体はもとより、女性・医療・福祉・文化・スポーツ・経済・マスコミ等の幅広い分野から、子どもの教育や健全育成に様々な形で関わる多くの団体が幹事団体として参画するとともに、13の行政区・地域においてネットワーク実行委員会を組織し「京都はぐくみ憲章」の具体化に向けた取り組みを推進する。	教育委員会		

2	—	地域生徒指導連絡協議会	中学校区を単位として、地域・保護者・学校の連携の下、「市民ぐるみ・地域ぐるみ」、「社会総がかり」で次世代を担う心豊かでたくましい子どもたちを育てていくため、安心・安全の確保や問題行動の未然防止の活動はもとより、「京都是ぐくみ憲章」の具体化に向けた取り組みを推進する。	教育委員会		
2	—	おやじの会	「わが子の父親から地域のおやじへ」を合言葉に父親が家庭や地域で果たすべき責任・役割を自然な形で自覚できるよう、学校・幼稚園単位での父親によるサークル活動を奨励し、小学校を中心に市内全域で立ち上げ、父親の子育て参加と地域のボランティア活動を展開する。	教育委員会		
2	—	「生き方探究・チャレンジ体験」推進事業	中学生が校区を中心とする地域の事業者の協力を得て、それぞれの興味・関心に応じた多彩な職場体験や勤労体験を実施。	教育委員会		
2	—	読み聞かせ講座	各図書館で、地域の文庫や学校等と連携し、地域に読み聞かせボランティアを育成することを目的に、講座や交流会を年1回程度実施。	教育委員会		
2	—	民泊事業（長期宿泊・自然体験推進事業）	京都市立小学校が実施する際に左京区北部の4地区（別所・花脊・広河原・久多）の民家で宿泊し、農林業体験を行うとともに地域住民との交流を深める。	教育委員会		
2	—	ソーシャルビジネスの起業・成長の支援	福祉・環境・地域活性化などの社会的課題を、ビジネスとして収益性を確保しながら解決を目指す「ソーシャルビジネス」の調査・研究を進めるとともに、担い手育成や支援体制の構築を図る。	産業観光局		
3	(1)	各区における「まちづくりカフェ事業」の推進	「まちづくりカフェ事業」は、仲間づくりや自主活動グループの立ち上げに効果的であることから、全区に拡大するとともに、交流・発表会や成功事例集の作成、さらには、区の未来を語り合うフューチャーセンター化など、一層の活性化に取り組む。	区役所・支所	充実	まちづくりカフェ事業の全区実施予定
3	(2)	総合的な空き家対策の推進	空き家等の活用、適正管理等に関する条例等に基づき、空き家の発生の予防、活用・流通の促進、適正管理等の空き家対策を総合的に推進する。	都市計画局		

3	(3)	自治会・町内会アンケート結果を基にした地域の取組の促進	自治会・町内会アンケートの回答（地域力）を分析し、結果や課題を自治会・町内会にフィードバックすることにより、各地域における主体的な取組を促進します。また、アンケートの対象をマンション管理組合にも拡大する。	文化市民局、 区役所・支所	新規	
3	(4)	「地域に根差した暮らしの文化」を通じたまちづくりの推進	区民提案等により実施する京都市の支援事業のうちから「文化芸術による地域のまちづくり事業」を認定し、認定ロゴマークを掲げる取組を実施する。また、地域の暮らしの文化を集約した「京都おもてなし百科（仮称）」を作成する。	文化市民局		
3	(5)	エコ学区など環境にやさしいライフスタイルを実践するエコ・コミュニティの形成	市民の自主性や多様性を尊重しつつ、各エコ学区において環境への意識が高まり、学区の主体的なエコ活動の充実や活動参加者の拡大がさらに進展するよう支援するとともに、地域でのごみ減量やリサイクル活動に自主的に取り組まれる「地域ごみ減量推進会議」の活動を支援することにより、地域ぐるみでの環境にやさしいライフスタイルへの転換及び地域力の向上を図る。	環境政策局	充実	平成28年度から新規事業である「エコ学区」ステップアップ事業を開始した。
3	(6)	コミュニティ回収制度	地域での自主的な資源物回収の取組を促進するため、地域で古紙類や古着類等の集団回収を行う住民団体に助成を行う。	環境政策局		
3	(7)	市民のまちづくり活動に必要な資源をコーディネートする機能の充実	市民のまちづくり活動が着実に成果に結びつき、継続的な活動となるためには、まちづくり活動の担い手が状況に応じて、協力者、情報、資金などの必要な資源を得ることが必要であるため、様々な機関や団体との連携により、市民のまちづくり活動に必要な資源をコーディネートする機能の充実に取り組む。	各局（総合企画局、文化市民局）、 区役所・支所	新規	
3	(8)	ニュータウン（洛西・向島）の活性化方針の策定・推進	洛西及び向島ニュータウンについて、住環境、子育て、地域コミュニティなど多角的、総合的視点からまちづくり全体のあり方を検討し、活性化に取り組む。	都市計画局、 洛西支所、 伏見区役所		

3	(9)	地域等と連携して公共交通機関の利用を促し、ライフスタイルの転換を図るモビリティ・マネジメントの推進	市民や観光客、企業等を対象として、歩いて楽しい暮らしを大切にす動機付けのための情報と、公共交通を利用する際に必要となる情報を、利用者の視点に立って的確に提供するとともに、ライフスタイルの転換をひとりひとりに促すため、みずからの行動を振り返り、行動をどのように変えるか考えるきっかけとなるコミュニケーション施策（モビリティ・マネジメント(MM)）を実施する。	都市計画局、 区役所・支所、 交通局		
3	(10)	子どもたちのより良い教育環境の充実をめざした地域住民・保護者が主導する学校統合の推進	小規模校のうち、特に全学級が単級となっている学校を中心に、小規模校問題の解消に向け、地域住民・保護者の論議・検討を尊重した地元主導の学校統合を推進し、子どもたちのより良い教育環境づくりに取り組む。	教育委員会		
3	—	DO YOU KYOTO? クレジット制度	地域団体や商店街等のコミュニティが省エネ活動等で削減したCO2排出量を、取引可能なクレジットとして本市が認証し、市内でイベントを開催する主催者等が、これをカーボン・オフセットに活用する。排出削減実施者には、クレジット認証量に応じた創出奨励金を交付する。	環境政策局		
3	—	エコ商店街事業	レジ袋辞退やはだか売りなど容器包装削減につながる取組を支援するなど、商店街の持つ地域力を活用したごみ減量の取組を推進する。 また、商店街の各店舗から排出される事業ごみの減量を目指し、ワークショップ等を通じた発生抑制や分別排出の啓発を実施する。 (平成26年度からは、商店街で独自に取組が継続されており、アドバイス等の支援を継続して行っている。)	環境政策局		
3	—	ごみ減量推進のためのリーダー養成講座及び地域における取組の推進 (平成26年度名称変更：ごみ減量推進講座)	家庭ごみの減量のため、これまでから活動されている地域ごみ減量推進会議の会長等(リーダー)に対して、京都市ごみ減量推進会議との連携の下、「ごみ減量リーダー養成講座」を実施する。その後、各リーダーを中心として、各地域の参加世帯に家族でごみ減量活動を実践してもらい、ごみ量を計測・記録し、その減量効果を実感してもらう。平成28年度からは、食や包装(ふろしき)等に関するごみ減量の講座を実施する。	環境政策局		

3	—	地域の一斉清掃に対する支援	地域主体の一斉清掃に対し、「京都市まちの美化実践活動助成要綱」に基づく申請により、清掃用具の給付又は貸与、回収ごみの収集等の支援を実施する。	環境政策局		
3	—	市民参加・協働促進啓発事業	ラジオ放送等のメディアを活用してNPO等市民活動団体の活動内容の紹介や寄付を呼び掛けるなど、市民が今すぐにでも取り組める市民参加の情報発信と機会の提供に取り組むことで、参加と協働による市民の主体的なまちづくりを更に推進する。	総合企画局		
3	—	「たばこマナー向上活動団体」制度等のマナー啓発の推進	市民や事業者等による喫煙マナーの向上を図るための自主的な活動を支援する「たばこマナー向上活動団体」制度を実施し、路上でのマナー（違法駐車、自転車マナー、「歩きスマホ」など）の啓発への支援も併せて行うことにより、団体の実情に応じた効果的な啓発活動を可能とする。	文化市民局		
3	—	まちづくり活動相談	（公財）京都市景観・まちづくりセンター職員が、これから自主的なまちづくり活動に取り組もうとしている地域や、過去に専門家派遣や活動助成を実施した実績がある等、既に継続的なまちづくり活動等を行っている地域に対して、様々なアドバイスや各種情報提供等を実施する。	都市計画局		
3	—	まちづくり専門家派遣	景観・まちづくり活動に取り組む地域に、地域課題に応じてまちづくり専門家を派遣し、活動への助言、地域の将来ビジョンづくり、ビジョンを踏まえたルールづくり、都市計画手法を活用した課題解決（地区計画、景観協定、建築協定、防災まちづくり、地域景観づくり、空き家活用等）等の支援を行う。	都市計画局		
3	—	まちづくりに係る調査・企画・支援事業	まちづくり・市街地整備に係る情報収集、調査・企画、連絡・調整を行う。また、地域住民、事業者及びまちづくりの活動団体等が取り組むまちづくりに関して、相談、情報提供及び支援を行う。	都市計画局		

3	—	景観形成推進事業	景観形成に向けた市民などの参加促進、景観形成に関する活動を支える人材の育成に取り組むことによって、景観づくりを推進していく。	都市計画局	充実	平成28年度新規事業「地域の特性に応じた住民主体の景観づくりへの支援」
3	—	地域景観づくり協議会	地域の景観を保全・創出する目的で組織され、活動計画や地域景観の将来像や景観づくりの方針などを定めている場合、地域景観づくり協議会として認定し、当該地域での建築等を行う事業者は、当該協議会と事前に意見交換を行い、より良い景観づくりを推進する。	都市計画局	充実	平成28年度新規事業「地域の特性に応じた住民主体の景観づくりへの支援」
3	—	三山森林景観保全・再生ガイドラインの推進	「三山森林景観保全・再生ガイドライン」を市民や事業者などに広く周知することにより、森林景観づくりの動機付けを図るとともに、50年後、100年後を見据えた三山の目標とする森林像への整備誘導や市民、事業者との共汗による森林景観づくりに役立てる。	都市計画局		
3	—	まちづくり活動助成	地区計画や建築協定などの法制度等を活用し、景観・まちづくりに継続的に取り組む地域に対して、運営活動費の9割又は10万円のいずれか低い額を助成する。	都市計画局		
3	—	景観・まちづくり大学	京都の景観・まちづくりについて、様々な角度から学び、考え、実践へとつなげていくことのできる人材の育成を目指し、様々なテーマでセミナーを開催する。	都市計画局		
3	—	京町家の保全・活用の推進	京都の歴史・文化の象徴であり、歴史都市・京都の景観の基盤を構成する京町家の保全・活用を推進するため、京町家を次世代に適切に継承していくための総合的な対策の検討や京町家に関する普及・啓発等を実施する。	都市計画局		
3	—	打ち水大作戦	近隣協力事業者とともに、下水の高度処理水及び雨水貯留タンクに溜まった雨水で打ち水を実施し、地域で節電対策に取り組んでいく。	上下水道局		

4	(1)	住宅関連事業者等と連携した自治会・町内会への加入促進	不動産仲介業者をはじめとする住宅事業者が引っ越しや新たに住宅・マンションの購入・賃貸を検討されている方に対して地域の取組を説明し、自治会・町内会の加入啓発を行うことなどを内容とした協定を、京都市と事業者との間で締結するなど、住宅関連事業者等と連携して自治会・町内会の加入促進に取り組む。また、マンション連絡調整担当者届出・開示制度の効果や課題を検証するため、開示後の地域と事業者の協議状況を調査し、必要に応じて制度の改善を図る。さらに、戸建て住宅などの宅地開発についても、連絡調整担当者届出・開示制度を構築し、自治会・町内会の設立や加入を促進する仕組みづくりに取り組む。	文化市民局, 都市計画局	新規	
4	(2)	区役所・支所と各種団体, NPO, 幼・保・小・中・高・総合支援学校・PTA・学校運営協議会, 大学, 企業との連携の推進	区役所・支所と地域や学校等とのパイプ役であるまちづくりアドバイザー, 子ども育みサポーター(教育委員会首席社会教育主事)等の専門性や, 福祉的支援が必要な方に, 地域や福祉の専門機関と連携・協働し, 適切な支援に結びつける地域あんしん支援員の取組等も活かし, 学校・PTA・学校運営協議会, 自治会・町内会, 学区社会福祉協議会・民生児童委員協議会などの地域福祉組織のネットワークを強め, 地域のまちづくりを推進する。また, 自治会・町内会とPTAの連携を促進するため, それぞれに連絡担当者の設置を働きかけるなどの仕組みづくりに取り組む。さらに, 区役所・支所, まちづくりアドバイザー, 市民活動総合センター等の市民活動を支援する各主体が連携し, 地域団体やNPO等が集う活動報告・交流等の機会となるイベント(「市縁堂(しえんどう)」)の開催や, “みんなごと”のまちづくり推進事業のサポーター制度の活用などにより, 地域団体とNPO等がネットワークづくりや協働による取組を促進する。	文化市民局, 保健福祉局, 教育委員会, 区役所・支所	充実	地域あんしん支援員3名増員

4	(3)	自治会・町内会への加入を促進するための「地域力アップキャンペーン月間（仮称）」の設定	引っ越しの多い時期である3月～4月を「地域力アップキャンペーン月間」として設定し、地域と行政が連携して、自治会・町内会への加入促進の取組を強化する。	文化市民局	新規	
4	(4)	京都ならではの地域力を活かした協働型まちづくり「区民提案・共汗型まちづくり支援事業」の充実	区民が自発的、自主的に企画・実践するまちづくり活動をより一層支援するため、活動経費の一部を補助する「区民提案型支援事業」の更なる充実を図るとともに、当該予算に上乘せしている「だいすきっ！京都。寄付金（応援メニュー：地域振興）」の更なる獲得とより効果的な活用を進める。また、地域の多様な主体が各区基本計画の実現や地域課題の解決に取り組む「区民まちづくり会議」について、対話型の形式にするなど、区民と行政とのより創造的なまちづくりにつながるよう充実する。	文化市民局、 区役所・支所	充実	28年度は「区民提案支援事業」について、制度創設時（56百万円）の2倍となる額（112百万円）まで予算を拡充
4	(5)	市民との未来像・課題の共有とあらゆる分野での多様な主体の協働の推進	本市が保有する情報を積極的にオープンにし、市民と行政との「対話」の機会の充実を図りながら、市民、行政等多様な主体の協働を促進する新たな仕組みを整備するなど、あらゆる分野での協働を一層推進する。	総合企画局	新規	
4	(6)	地域連携・安心安全快適マンション認定制度（仮称）の創設	自治会設立の計画や地域活動を積極的に行っているなどのマンション等を京都市が認定する制度を創設する。	文化市民局	新規	
4	(7)	区民まちづくり会議や区長懇談会等の充実	地域の課題について区民と行政が話し合う区民まちづくり会議や区長懇談会等について、区民との相互理解や地域課題解決のアイデアをより創出できるように開催手法を工夫するとともに、各区役所・支所の個性に応じた地域自治についても検討するなど、区民と行政の共汗のまちづくりを推進する。	区役所・支所	充実	開催手法の工夫

4	(8)	自主的なまちづくり活動の支援	<p>自治会・町内会等によるまちづくりの取組に対し、必要に応じ、活動に対する助言等を行う。まちづくりの専門家「まちづくりアドバイザー」を派遣するとともに、（公財）京都市景観・まちづくりセンターとも連携し、アドバイスや情報提供、専門家の派遣などの支援を行う。</p> <p>さらに、（公財）京都市景観・まちづくりセンターにおいて、これから自主的なまちづくり活動に取り組もうとしている地域や、景観・まちづくり活動に取り組む地域に、まちづくり活動相談やまちづくり専門家派遣等を行い、地域の状況に応じた支援を行う。</p>	文化市民局、都市計画局、区役所・支所		
4	(9)	職員の市民参加推進に対する意識の向上と能力開発の計画的な実施	職員が市民参加推進に積極的に取り組めるよう、意識の向上を図り、必要な技術・能力を開発するため、体系立てた研修や、自己研磨の支援、実務経験を積む機会の充実などを検討する。	総合企画局	新規	
4	(10)	自治会・町内会&NPOおうえんポータルサイトの運用	市民による自主的なまちづくり等を支援するため、自治会・町内会等に関する情報やNPO法人に関する情報をデータベース化し、一元的に発信するポータルサイトを運営する。	文化市民局		
4	(11)	地域コミュニティ活性化に関する各種啓発事業の実施	自治会・町内会やNPO活動を楽しく、分かりやすく紹介する「きょうと地域力アップおうえんフェア」や、市内転入者に対して地域コミュニティの大切さを伝えるチラシを配布するなど、積極的な啓発を行う。	文化市民局、区役所・支所		
4	(12)	地域コミュニティサポートセンターの運営	市民活動センターや景観・まちづくりセンター、まちづくりアドバイザー等と連携し、地域コミュニティ活性化に関する区役所・支所での相談対応等を支援し、助言、調整等を行う総合的な相談窓口「地域コミュニティサポートセンター」を運営する。	文化市民局		

4	(13)	地域あんしん支援員による寄り添い型支援体制の充実	社会的孤立の状態にあり、制度の狭間や支援の拒否といった、福祉的な支援が必要であるにもかかわらず、支援につながっていない方等に対して、継続して寄り添いながら、地域や関係機関と連携・協働し、適切な支援に結びつける「地域あんしん支援員」を配置することにより、地域社会において、誰もが安心して日常生活を営むことを実現させ、もって本市の地域福祉の向上を図る。	保健福祉局	充実	地域あんしん支援員3名増員
4	(14)	市民共汗サポーターによる違反広告物簡易除却事業	市長が持つ違反貼り紙等の除却の法的権限を市民に委嘱し、市民自らの手で違反広告物を除却できるようにすることにより、京都市と市民が協働して街中から違反広告物を無くすための活動を行い、歴史都市京都の景観を保全する。	都市計画局		
4	(15)	みやこ子ども土曜塾の取組の推進	学校休業日に市民ぐるみで伝統文化・自然体験、ボランティア活動など、京都ならではの多様な学習資源を生かした豊かな学びと育ちの場を情報誌「GoGo 土曜塾」や土曜塾ホームページなどにより、子どもたちに提供する。	教育委員会		
4	(16)	地域・事業者の協力によるバス待ち空間「バスの駅」設置によるバス待ち環境の向上	歩道が狭いことにより、上屋やベンチなどのバス停施設を設置することが困難なバス停や、バスを待たれることによって、お客様が歩道に溢れているようなバス停の環境改善を図るため、地域・事業者の皆様の御協力により歩道に隣接する用地等を無償で提供していただき、快適なバス待ち環境を創出する。	交通局		
4	(17)	「地下鉄道しるべ（みちしるべ）」事業	地下鉄駅までの経路を示す案内表示を、駅周辺の商店等の地域の方々のご協力により無償で掲出していただき、地下鉄の利便性向上と利用促進を図る。	交通局	充実	案内表示の掲出箇所を増やす(3駅、10箇所程度)
4	(18)	「駅男（エキメン）」事業	若手職員増客チーム員が、地下鉄駅周辺の店舗で働く男性を取材し、無償で店舗の紹介と地下鉄駅までの経路を示す案内表示に御協力いただき、地下鉄の利便性向上と利用促進を図る。	交通局		
4	—	市政出前トーク	職員が、市民の身近な場所に直接出向いて市政についての説明を行い、市民の市政に関する理解を深めていただくとともに、これからのまちづくりについてともに考えるきっかけを作る。	総合企画局		

4	—	京都マラソン	京都マラソンの開催に当たり、沿道盛り上げやボランティアの参加等、地域に協力を求めている。	文化市民局		
4	—	団地内外との交流やコミュニティの活性化に資する機能の充実	市営住宅の土地・建物を地域のまちづくり資産として位置付け、敷地、空き住戸又は集会所等の既存施設を活用し、地域の様々な活動拠点を導入することにより、地域コミュニティの活性化を図っていく。なお、市営住宅ストック総合活用計画(住宅マスタープランの下位計画)に基づく団地再生検討団地については、団地再生計画を策定する中で、コミュニティの活性化について検討を行っていく。	都市計画局		
4	—	京都市街路樹サポーター制度の実施	市民との共汗の下、落ち葉清掃、除草、水やりなど街路樹に関する取組を登録した市民に行っていただく制度。	建設局		
4	—	「水道週間」街頭キャンペーン	水道週間(6月1日～7日)の期間中に、市内中心部の公園等において、街頭キャンペーンを実施する。局職員(マスコットキャラクターの着ぐるみを含む)が啓発品の配布等を行うなど、水道事業について啓発するとともに地域の活性化を図る。	上下水道局		
4	—	おいしい!大好き!京(みやこ)の水キャンペーン	市内中心部において、「京(みやこ)の水カフェ」を開店するとともに、市内各地で「利き水」ブースの出展を行う。水道水のおいしさを実感していただくとともに地域の活性化を図る。	上下水道局		
5	(1)	大学を核にした地域連携、企業連携の推進	京都のまち全体をキャンパスとした学びを充実させ、「地域を大切に作る心」を育んだ学生を京都はもとより日本全国・世界各地に輩出するため、大学や学生が地域と一体となって行うまちづくりや地域活性化の取組を一層推進するとともに、学生と京都企業が協働して、企業が抱える課題解決等のプロジェクトに取り組む。	総合企画局		
5	(2)	地域団体とNPO法人の連携促進事業の強化	自治会・町内会等の地域団体とNPO等が互いのノウハウや強みを活かし、地域の課題解決に取り組めるよう、両者のマッチング支援に加えて、事業化までのサポートを行う。	文化市民局		
5	(3)	地域の会合等へNPO・市民活動に関する出張講座の実施	市民活動総合センターのスタッフ等が地域の会合等に出張し、NPOや市民活動に関する講座を実施する。	文化市民局		

5	(6)	「商店街空き店舗解消促進事業」の推進	商店街をはじめとする空き店舗所有者と出店希望者とのマッチング等により、空き店舗を解消し、地域商業の活性化を図る。	産業観光局		
5	(7)	輝く学生応援プロジェクトの推進	学生と地域との交流を図るため、地域の行事と学生のサークル活動とをコーディネートする「むすぶネット」などのプログラムを実施する。	総合企画局		
5	(8)	京都の新しい賑わいの創出に向けた京都駅西部エリアの活性化	京都駅西部エリアの更なる活性化に向け、多様な地域主体と連携してまちづくりを推進するとともに、JR新駅及び駅周辺の歩行空間の整備をはじめとした回遊性の向上や、中央市場整備に伴う「賑わいゾーン」の活用などによる新たな賑わいの創出を図る。	総合企画局		
5	(9)	「文化の薫り漂う、歩いて楽しい岡崎」の推進	琵琶湖疏水をはじめ、美しい庭園群や文化・交流施設が集積するとともに、ロームシアター京都や動物園、神宮道・岡崎公園がリニューアルし、更に美術館の再整備が予定されるなど、魅力が一層高まる岡崎地域において、エリア内の回遊性の向上、MICE拠点としての機能強化、更なる集客や夜の賑わいの創出、京都ならではのスマートコミュニティの実現などを図ることにより、「文化の薫り漂う、歩いて楽しい岡崎」の実現を目指す。	総合企画局	充実	京都岡崎の夜の賑わいづくり！ライトアップ事業（仮称）（京の七夕連携事業）
5	(10)	認定NPO法人への移行に向けた支援	税制上の優遇が受けられる「認定NPO法人」への移行を支援するため、講座の開設、個別相談などを実施する。	文化市民局		
5	(11)	地域コミュニティの活性化に寄与する商店街づくりの推進	商店街等が行う、公共的な共同施設の設置や改修、地域の魅力を高めるために市民活動団体等と連携して実施する事業に対する補助を行う。	産業観光局		
5	—	学まちコラボ事業の推進	大学の人材育成、地域の課題解決や活性化を図ることを目的として、大学と地域が連携して行う取組を支援する。	総合企画局		
5	—	「学まち連携大学」促進事業	地域連携の取組を大学の組織的な取組として定着させることを目指し、地域の住民組織や市民活動団体、地域企業、商店街等と連携した活動を通じて学生が学ぶ実践的な教育プログラムの開発及び実施に取り組む大学を支援する。	総合企画局	新規	

5	—	京都駅東南部エリアの活性化方針の策定・推進	京都駅東南部エリアでは、人口減少が著しく進んでおり、地域の活性化が課題となっていることから、平成28年度、学識経験者等で構成する策定委員会を設置し、同エリアの将来像や若者の移住促進などの具体的な施策等を盛り込んだ活性化方針を策定し、同方針に基づき取組を進める。	総合企画局	新規	
5	—	府市協調による地下鉄北山駅周辺地域の活性化	府、市をはじめ、官・民・地域24団体で構成する「北山文化環境ゾーン交流連携会議」を中心に、地下鉄北山駅周辺地域の活性化を図る。	総合企画局		
5	—	青少年活動センターにおける地域社会への参加の促進	青少年が、クリスマスイブにサンタに扮して、家庭や、地域の福祉施設を訪問する「サンタクロースプロジェクト」や、地域の清掃活動や、お祭りにボランティアとして参加する「地域活性ボランティア」など、青少年が地域に入りやすい環境づくりや機会を提供する。	文化市民局		
5	—	市民ぐるみで健康づくりに取り組む「世界一健康長寿のまち・京都」推進プロジェクト	市民の健康寿命を平均寿命に近づけ、年齢を重ねても、ひとりひとりのいのちが輝き、地域の支え手としても活躍できる、活力ある地域社会の実現を目指す。このため、市民参加の下で「健康長寿のまち」の分かりやすい目標を設定し、その普及に努めるとともに、幅広い市民団体や企業等が参加する「健康長寿のまち・京都市民会議」と連携し、「市民力」、「地域力」を源泉とした市民主体の健康づくりを推進する。	保健福祉局	新規	
5	—	鳥羽・蹴上一般公開における「みどり会」との連携	「みどり会（緑の普及活動に取り組む造園業者の団体）」と連携し、緑化啓発のため、来場者へ花の苗ポットを配布。	上下水道局	充実	花の苗ポットのほか、花の種の配布を実施
5	—	「哲学の道」散策路及び桜並木植栽基盤整備	疏水分線「哲学の道」を保全するため、地域の団体の意向を反映しながら、散策路や桜等の樹木の整備を行う。	上下水道局		
5	—	行政内の更なる連携	地域コミュニティ活性化策の推進にあたって、関連する施策の融合による相乗効果を発揮させるため、庁内連絡会議を設置するなど、行政内の更なる連携を図る。	各局、 区役所・支所		

5	—	<p>芸大移転を見据えた洛西地域をはじめとする西京区の新たな活性化策の推進</p>	<p>京都市立芸術大学の移転を見据え、改めて地域の将来像について議論し、洛西地域をはじめとする西京区の新たな活性化策の検討・取りまとめを行う「西京区・洛西地域の新たな活性化懇談会」等の運営を行う。</p>	<p>行財政局, 洛西支所</p>		
---	---	---	--	-----------------------	--	--